社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 新旧対照表

	⊒ <i>4</i>				∃ <i>l</i> r:	工芸		
D.1. 1.00	改正	二俊		H.I. Cor		E前		
別紙				別紙				
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱				社会福祉	:施設等災害復日	日費国庫補助金	交付要綱	
第1 (略)				第1 (略)				
第2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金				第2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金				
1 (略)				1 (略)				
(定義)				(定義)				
	いて「社会福祉	上施設等」とは、	次の表の区分		いて「社会福祉	止施設等」とは	、次の表の区分	
			の施設をいう。		る大分類、中分			
(1) (項)	社会福祉施設	整備費(目)社	会福祉施設等	(1) (項)	社会福祉施設藝	整備費(目)社	会福祉施設等災	
55	《害復旧費補助》	金関係			[後日費補助金]	関係		
区分	大分類	中分類	小分類	区分	大分類	中分類	小分類	
	77 77	1 27 294	73 73 794		7, 7, 7,	1 23 254	7, 7, 7,	
①~⑩ (略)	(略)	(略)	(略)	①~⑩ (略)	(略)	(略)	(略)	
① 生活保護法	日常生活支援住			_(新規)_	_(新規)_			
第30条に基づく 日常生活支援住	<u>居施設</u>							
居施設								
<u>⑩</u> 上記以外の施 設あって、当	(略)			● <u>Ⅲ</u> 上記以外の施 設あって、当	(略)			
該施設につい				該施設につい				
て国が当該施				て国が当該施				
設の設置及び 運営について				設の設置及び 運営について				
の基準を定め				の基準を定め				
ており、かつ 、厚生労働大				ており、かつ 、厚生労働大				
臣が特に整備				臣が特に整備				
の必要を認め るもの				の必要を認め るもの				
(2) (略)				(2) (略)	l	<u> </u>		
(3) (略)				(3) (略)				

(交付の対象)

3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合において は、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。

(1) (項) 社会福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等 災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1)~(7) (略)	(略)	(略)	(略)
(8) 日常生活支援 住居施設	生活保護法第30条	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
(<u>9</u>) その他施設	(略)	(略)	(略)

- (2) (略)
- (3) (略)

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合において は、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等 災害復旧費補助金関係 (交付の対象)

3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合において は、次の事業を交付の対象とする。

> 次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に 定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設 置する施設に係る施設整備事業。

(1) (項) 社会福祉施設整備費(目) 社会福祉施設等 災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1)~(7)(略)	(略)	(略)	(略)
(新規)	_(新規)_	_(新規)_	_(新規)_
(<u>8</u>) その他施設	(略)	(略)	(略)

- (2) (略)
- (3) (略)

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等 災害復旧費補助金関係

①施設	② 設 置	③ 設 置	④ 補 助	⑤補助	⑥補助	⑦国庫
の種類	根拠等	者	根拠等	者	率	補助率
$(1) \sim (7)$	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						
(8) 日常	生活保護	社会福祉	予算措置	都道府県	3/4	2/3
生活支援	<u>法第30条</u>	法人等		又は指定		
住居施設				都市若し		
				<u>くは中核</u>		
				市		
(<u>9</u>) その		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
他施設						

イ (略)

ウ (略)

5 (略)

(交付額の算定方法)

- 6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。 なお、事業ごとに算出された交付額に1,000 円未満 の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとす る。
 - (1) (略)
 - (2) (略)

(国の財政上の特別措置)

(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類に掲げる場合には、次のとおりとする。

 施設 の種類 	② 設 置 根拠等	③ 設 置者	④ 補 助 根拠等	⑤ 補 助 者	⑥補助 率	⑦国庫 補助率
(1) ~ (7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新規)	_(新規)_	_(新規)_	_(新規)_	_(新規)_	_(新規)_	(新規)
(<u>8</u>) その 他施設		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イ (略)

ウ (略)

5 (略)

(交付額の算定方法)

- 6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。 なお、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満 の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとす る。
 - (1) (略)
 - (2) (略)

(国の財政上の特別措置)

(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類に掲げる場合には、次のとおりとする。

(1)のウ中「3の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める国庫補助率」とし、(2)のウ中「4の表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める県補助率」と、「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

(1)のウ中「3の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める国庫補助率」とし、(2)のウ中「4の表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める県補助率」と、「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

		直接補									直接補		
	対 象 施 設	助の事	間接補助	事業の場				対	象 施	設	助の事	間接補助	事業の場
区分		業の場	2	<u>}</u>	区		分				業の場		合
	の種類	合						の	種	類	合		
		国庫補	県 補 助	国庫補							国庫補	県補助	国庫補
①	1	助率	率	助率			1			1	助率	率	助率
		3	4	(5)							3	4	5
ア〜カ (略)	(略)	(略)	(略)		ア〜カ	7 (略)		(略)			(略)	(略)	
キ 過疎地域の持続	<u>・保育所</u>				_(新規	見)		(新規)		<u>(新規</u>)	<u>(新規</u>	(新規)
的発展の支援に	• 幼保連携型認定										/_	<u>/</u>	
関する特別措置	こども園												
法(令和3年法律	・幼稚園型認定こ												
第19号)第8条	<u>ども園</u>												
に規定する過疎	•小規模型保育事業												
地域持続的発展	<u>所</u>												
市町村計画に基	(地方公共団体が	<u>1/2 から</u>	<u>3/4 ቱ </u>	<u>2/3 协</u>									
づく事業として	設置するもの)	<u>5. 5/10 ♯</u>	<u>4/5 まで</u>	<u>5.5/8まで</u>									
<u>行う場合</u>		<u>T</u>											
	(地方公共団体以		11/12	<u>8/11</u>									

	はの大心が思った								
	<u>外の者が設置す</u> るもの)								
<u>ク</u> 奄美群島振興開	<u>るもの)</u> (略)	(略)	(略)	(略)	キ 奄美群島振興開	(略)	(略)	(略)	(略)
発特別措置法(昭	(547)	(14)	(40)	(-6)	発特別措置法(昭	(847)	(14)	(40)	(-47)
和29年法律第					和29年法律第				
189号)第5条					189号)第5条				
第1項に規定す					第1項に規定す				
る奄美群島振興					る奄美群島振興				
開発計画に基づ					開発計画に基づ				
く事業として行					く事業として行				
う場合					う場合				
<u>ケ</u> 山村振興法(昭	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>ク</u> 山村振興法(昭	(略)	(略)	(略)	(略)
和40年法律第6					和40年法律第6				
4号)第8条第1					4号)第8条第1				
項の規定に基づく					項の規定に基づく				
山村振興計画に基					山村振興計画に基				
づく事業として行					づく事業として行				
う場合(地方交付					う場合(地方交付				
税法(昭和25年					税法(昭和25年				
法律第211号)					法律第211号)				
第14条の規定に					第14条の規定に				
より算定した市町					より算定した市町				
村の基準財政収入					村の基準財政収入				
額を同法第11条					額を同法第11条				
の規定により算定					の規定により算定				
した当該市町村の					した当該市町村の				
基準財政需要額で					基準財政需要額で				
除して得た数値で					除して得た数値で				

補助年度前3か年 度内の各年度に係 るものを合算した ものの3分の1の 数値が0.4未満 である市町村の区 域内にあるものに	補助年度前3か年 度内の各年度に係 るものを合算した ものの3分の1の 数値が0.4未満 である市町村の区 域内にあるものに
限る。(創設を除 く。)) 7~10(略)	Ras。(創設を除 く。))
別表(略)	別表(略)

別紙1 直接補助の場合

番 月 日

○○厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 中 核 市 の 長 児 童 相談所設置市の長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について
標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

2 施設の種類等 別紙(1)のとおり
3 申請額内訳別紙(2)のとおり
4 事業計画別紙(3)のとおり
5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出予算者(見込者)抄本

別紙 $1(1) \sim (3)$ (略)

別紙1 直接補助の場合 年 月 日 ○○厚生(支)局長 殿 都 道 府 県 知 事 指定都市の長中核市の長 児童相談所設置市の長 令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について 標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 『 1 申 請 額別紙(1)のとおり * 2 施設の種類等別紙(1)のどおり * 3 申請額内訳別紙(2)のどおり ▼ 4 事 業 計 画別紙(3)のどおり 「 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出予 算書(見込書)抄本

別紙 $1(1) \sim (3)$ (略)

別紙2 間接補助の場合 年 月 日 ○○厚生(支)局長 殿 都 道 府 県 知 事 指定都市の長 中核市の長 児童相談所設置市の長 令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について 標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 【 1 申 請 額別紙(1)のとおり 「 2 施設の種類等別紙(1)のどおり 7 3 申請額内訳別紙(2)のどおり 【 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)へ提出された 事業計画書副本(この事業計画書の記載内容及び添付書類は、別紙1の別紙 (3)の様式を準用すること。) 「 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出予 算書(見込書)抄本

別紙2(1)(略)

別紙2 間接補助の場合 年 月 日 ○○厚生(支)局長 殿 都 道 府 県 知 事 指定都市の長中核市の長 児童相談所設置市の長 令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について 標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。 「1 申 請 額別紙(1)のどおり 2 施設の種類等別紙(1)のどおり * 3 申請額内訳別紙(2)のどおり 「 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)へ提出された 事業計画書副本(この事業計画書の記載内容及び添付書類は、別紙1の別紙

- (3)の様式を準用すること。)
- 「 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出予 算書(見込書)抄本

別紙2(1) (略)

別紙3

直接補助の場合

 番
 号

 年
 月

 日

○○厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 中 核 市 の 長 児童相談所設置市の長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復 旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 「1 精 算 額 別紙(1)のどおり
- 「2 施設の種類等 別紙(1)のどおり
- 「3 精算額算出内訳 別紙(2)のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙(3)のとおり
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出 決算者(見込者)抄本

別紙3(1)~(3)、別紙3別紙① (略)

別紙3

直接補助の場合

番 号 年 月 日

○○厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 印 中 核 市 の 長 児童相談所設置市の長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復 旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙(1)のとおり
- 2 施設の種類等 別紙(1)のとおり
- 7 3 精算額算出内訳 別紙(2)のとおり
- 「4 事業実績報告書 別紙(3)のとおり
- 7 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出 決算書(見込書)抄本

別紙3(1)~(3)、別紙3別紙① (略)

別紙4

間接補助の場合

番 号 年 月 日

○○厚生(支)局長 殿

 都 道 府 県 知 事指 定 都 市 の 長中 核 市 の 長児童相談所設置市の長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復 旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 「1 精 算 額 別紙(1)のとおり
- ▼ 2 施設の種類等 別紙(1)のどおり
- 7 3 精算額算出内訳 別紙(2)のどおり
- 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)へ提出された事業実績報告書副本(この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙(3)の様式を準用すること。)
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出 決算者(見込者)抄本

別紙4(1)、(2) (略)

別紙 4

間接補助の場合

番 号 年 月 日

○○厚生(支)局長 殿

都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 印 中 核 市 の 長 児童相談所設置市の長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復 旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 「1 精 算 額 別紙(1)のどおり
- * 2 施設の種類等 別紙(1)のどおり
- 【 3 精算額算出内訳 別紙(2)のとおり
- 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)へ提出された事業実績報告書副本(この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙(3)の様式を準用すること。)
- 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出 決算書(見込書)抄本

別紙4(1)、(2) (略)

別紙5 別紙 5 直接補助の場合 直接補助の場合 뮥 月 〇〇厚生(支)局長 殿 ○○厚生(支)局長 殿 都 道 府 県 知 事 都 道 府 県 知 事 指定都市の長印 指定都市の長 中核市の長 児童相談所設置市の長 児童相談所設置市の長 令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 交付申請並びに事業実績報告について 交付申請並びに事業実績報告について 標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。 標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。 「 1 精 算 額別紙 (1) のとおり(別紙3の別紙 (1) の様式を準用) 「 2 施設の種類等別紙 (1) のとおり(別紙3の別紙 (1) の様式を準用) 「1 精 算 額別紙(1)のとおり(別紙3の別紙(1)の様式を準用) 「2 施設の種類等別紙(1)のとおり(別紙3の別紙(1)の様式を準用) 「3 精算額算出内訳別紙(2)のとおり(別紙3の別紙(2)の様式を準用) 3 精算額算出内訳 別紙(2)のとおり(別紙3の別紙(2)の様式を準用) 「4 事業実績報告書別紙(3)のとおり(別紙3の別紙(3)の様式を準用) 4 事業実績報告書 別紙(3)のとおり(別紙3の別紙(3)の様式を準用) 「5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出予 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出予 算書(見込書)抄本 算書(見込書)抄本

別紙 6 別紙6 間接補助の場合 間接補助の場合 月 日 月 目 〇〇厚生(女)局長 殿 ○○厚生(支)局長 殿 都 道 府 県 知 事 都 道 府 県 知 事 指定都市の長中核市の長 指定都市の長 中核市の長 児童相談所設置市の長 児童相談所設置市の長 令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 交付申請並びに事業実績報告について 交付申請並びに事業実績報告について 標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。 標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。 「 1 精 算 額 別紙 (1) のとおり(別紙 4の別紙 (1) の様式を準用) 「1 精 算 額別紙(1)のとおり(別紙4の別紙(1)の様式を準用) 2 施設の種類等別紙(1)のとおり(別紙4の別紙(1)の様式を準用) 「2 施設の種類等別紙(1)のとおり(別紙4の別紙(1)の様式を準用) 3 精算額算出内訳 別紙(2)のとおり(別紙4の別紙(2)の様式を準用) 「3 精算額算出内訳別紙(2)のとおり(別紙4の別紙(2)の様式を準用) 【 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)へ提出され 「 4 設置主体から都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)へ提出され た事業実績報告書副本(この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3 た事業実績報告書副本(この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3 の別紙(3)の様式を準用すること。) の別紙(3)の様式を準用すること。) 「 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出予 「 5 都道府県(指定都市、中核市及び児童相談所設置市)及び設置主体の歳入歳出予 算書(見込書)抄本 笡書(見込書)抄本

別紙7 (略)

別紙7 (略)

中 核 市 の 長 児童相談所設置市の長 中 核 市 の 長 児童相談所設置市の長		番 号 日 日	年 月
部 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 中 核 市 の 長 本 体 格 を は は は は は は は は は は は は は は は は は は			
指 定 都 市 の 長 中 核 市 の 長 中 核 市 の 長 中 核 市 の 長 中 核 市 の 長 見 重相談所設置市の長 中 核 市 の 長 見 重相談所設置市の長	〇〇厚生(支)局長 殿		〇〇厚生(支)局長 殿
令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復日費国庫補助金 に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。 1 施設の種類及び名称 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) 第15条の規定による確定額又は事業実践報告による精算額 金		指定都市の長 中核市の長	指定都市の長 中核市の長
「住係る計費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。	令和 年度消費税及び地方消	豊税に係る仕入控除税額報告書	令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
金	第 1 5条の規定による確定額又は事業実績報信 3 消費稅及び地方消費稅の申告により確定し	告による精算額 金 円	第 1 5 条 の規定による確定額又は事業実績報告による特算額 金
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書 類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確 類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確	控除税額(要国庫補助金等返還相当額)	金 円	金 円
			3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書

	番年	月	등 F
	+	Я	
都道府県知事			
指定都市の長 中核市の長			
児童相談所設置市の長			
	補助亊業者名		
令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入	控除税額報告書		
令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社 金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については			補助
	x. 1850/C45/40	-, 0.	
1 施設の種類及び名称			
2 補助金寺にほる丁昇の報行の油正化に関する法律(昭和)		号)	
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額			_
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び約	金	1	円
3 消費税及び地方消費税の中音により確定した消費税及び事 控除税額(要補助金等返還相当額)	四万)自安祝にほつ江	^	
还然似都(安神的亚牙及2010—1987)	金		Щ
4 添付書類	<u></u>		-' '
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内証	マを確認するための	=	
類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、		_	
認できる姿料)			

	番年	月	号 日
		<i>'</i>	_
都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 長 🔐			
中 核 市 の 長 ^殿			
児童相談所設置市の長			
并由	加事業者名	£р	
令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	報告書		
	c=Л. bahr ··· reken yhtel		# o+
令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施 金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記の			載助
金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記の			載助
金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記の 1 施設の種類及び名称)とおり報告	する。	載助
金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記の)とおり報告	する。	載助
金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記の 1 施設の種類及び名称 2 補助金等に係る子算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律)とおり報告	する。)	載助
金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記の 1 施設の種類及び名称 2 補助金等に係る子算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律 第15系の規定による確定額又は事業実装報告による精算額)とおり報告 9第179号	する。)	
金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記の 1 施設の種類及び名称 2 補助金等に係る子算の執行の通正化に関する法律(昭和30年法律 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金)とおり報告 9第179号	する。) l	Ħ
金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記の 1 施設の種類及び名称 2 補助金等に係る子草の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額金 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税 控除税額(要補助金等返還相当額)金)とおり報告 9第179号	する。) l	
金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記の 1 施設の種類及び名称 2 補助金等に係る子算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第15条の規定による確定額又は事業実銭報告による精算額金 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税 控除税額(要補助金等返還相当額) 金 4 添付書類)とおり報告 建第179号	する。) l	Ħ
金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記の 1 施設の種類及び名称 2 補助金等に係る子草の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額金 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税 控除税額(要補助金等返還相当額)金)とおり報告 建第179号 紀に係る仕入 るための書	する。) l	Ħ